

株式移転に係る事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び会社法 815 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項)

2021 年 10 月 1 日

フルサト・マルカホールディングス株式会社
株式会社マルカ
フルサト工業株式会社

2021年10月1日

株式会社マルカとフルサト工業株式会社との共同株式移転に関する事項

大阪府中央区南新町一丁目2番10号
フルサト・マルカホールディングス
株式会社
代表取締役社長 古里 龍平

大阪府中央区南新町二丁目2番5号
株式会社マルカ
代表取締役社長 飯田 邦彦

大阪府中央区南新町一丁目2番10号
フルサト工業株式会社
取締役社長 古里 龍平

株式会社マルカ（以下「マルカ」といいます。）及びフルサト工業株式会社（以下「フルサト工業」といいます。）は、2021年7月16日開催のマルカの臨時株主総会及び2021年6月21日開催のフルサト工業の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2021年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって、株式移転設立完全親会社であるフルサト・マルカホールディングス株式会社（以下「フルサト・マルカホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしました。

本株式移転に関する事項は次のとおりであります。

1. 本株式移転が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はありませんでした。

3. 本株式移転における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

(1) 会社法第806条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

① マルカにおける手続の経過

マルカは、2021年7月21日に、会社法第806条第3項及び第4項の規定に基づき、電子公告を行いました。同条第1項による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

② フルサト工業における手続の経過

フルサト工業は、2021年6月22日に、会社法第806条第3項及び第4項の規定に基づき、電子公告を行いました。同条第1項による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第808条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第810条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数

マルカ普通株式 : 8,580,312株
フルサト工業普通株式 : 14,518,412株

5. その他本株式移転に関する重要な事項

- (1) フルサト・マルカホールディングスが、本株式移転に際して発行する株式は、普通株式25,587,014株であります。フルサト・マルカホールディングスは、マルカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同社の株主に対し、その所有する同社普通株式1株につきフルサト・マルカホールディングスの普通株式1.29株を、フルサト工業の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同社の株主に対し、その所有する同社普通株式1株につきフルサト・マルカホールディングスの普通株式1株を割当交付いたしました。
- (2) 本株式移転の結果、フルサト・マルカホールディングスは、資本金50億円、資本準備金が12億5,000万円、利益準備金が0円となりました。
- (3) マルカ及びフルサト工業は、株券を発行しておりませんので、会社法第219条第1項第8号の規定による公告及び各別の通知を行っておりません。
- (4) フルサト・マルカホールディングスの普通株式は、2021年10月1日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。なお、マルカ及びフルサト工業の普通株式は、2021年9月29日をもって、東京証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。

以上